

群馬県小口資金融資促進制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市町村と提携し、金融機関及び群馬県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の協力を得て、県内中小企業者の信用力及び担保力の不足を補い、小口の事業資金の融資を促進し、県内中小企業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。）第2条第1項第1号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げるもの（第3号については、中小企業等協同組合に限る。）であって、同法に規定する特定事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を除く。以下「特定事業」という。）を行うものであり、かつ、群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号）に基づく群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する合意書第3条で定める排除対象者に該当しないものをいう。

(2) 小規模企業者

保険法第2条第3項第1号から第6号までに掲げるものであって、特定事業を行うものであり、かつ、群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号）に基づく群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する合意書第3条で定める排除対象者に該当しないものをいう。

(3) 特別小口資金

第4条の規定により付すべき保証を特別小口保証（保険法に基づく特別小口保険を付すべき保証をいう。以下同じ。）とする場合の小規模企業者に対する融資をいう。

(4) 契約金融機関

保証協会と債務保証契約を結んだ金融機関をいう。

(出えん金)

第3条 市町村は、県と提携し、この要綱に基づく融資の促進を図ろうとするときは、保証協会に対し、出えん金を出えんするものとする。

(信用保証)

第4条 契約金融機関がこの要綱に基づいて行う融資は、全て保証協会の保証を付すものとし、保証協会は、当該融資に係る債務の保証を保険法に基づく保険に付すものとする。

(融資条件)

第5条 契約金融機関がこの要綱に基づいて行う融資の条件は、次の各号に定めるところを基準に提携する市町村が定める。

(1) 融資対象者

原則として1年以上継続して県内に事業所等を有し、1年以上継続して特定事業を営む中小企業者で、県税を滞納していないこと。（特別小口資金にあっては、1年以上継続して県内に事業所等を有し、1年以上継続して同一の特定事業を営む小規模企業者で、県税を滞納していないこと及び県民税又は市町村民税を期限内に申告し、当該税の所得割（障害者控除額又は寡婦控除額を控除されたことにより、県民税又は市町村民税の所得割の税額がなくなった者である場合は均等割、法人である場合は法人税割）について、申込みの日以前1年間において納期の到来した税額がある者であって、かつ、当該税額を完納していること。）

(2) 資金使途

事業に必要な設備資金（土地を除く。）及び運転資金。ただし、高利債務以外の肩替り融資は認めない。

(3) 融資限度額 1,250 万円

(4) 融資期間 設備資金 8 年以内（内据置 6 か月以内）

運転資金 6 年以内（内据置 6 か月以内）

(5) 融資利率 年 3.0% 以内

(6) 償還方法 原則として年 1 回以上の元金均等分割償還

(7) 担保及び保証人

① 原則として物的担保は不要とする。保証人については、金融機関等の定めるところによる。

② 前号の規定に関わらず、特別小口資金にあっては保証人の徵求を不要とする。

(保証料補助)

第6条 県は、この要綱に基づき融資を受ける中小企業者の負担の軽減を図るため、保証協会が第4条の規定により付す保証に係る保証料率を通常の保証料率より低率にした場合において、保証協会に対して、当該保証料の一部を補助することができる。

2 前項の保証料補助は、市町村が保証協会に対して、保証料率を低率としたことによる保証料の収入減を補てんするための補助を行う場合に、保証料の収入減少額から市町村が行う補助額を控除した額（当該控除した額が保証料の収入減少額の 2 分の 1 を超える場合には、保証料の収入減少額の 2 分の 1 に相当する額）を限度として、予算の範囲内において行うものとする。

3 第 1 項の保証料補助は、当該年度において、補助金交付決定前に、通常の保証料率より低率にした場合も交付対象と/or ことができるものとする。

(損失補償)

第7条 県は、小規模企業者に対する融資の円滑化を図るため、特別小口資金に係る契約金融機関に対する代位弁済について、保証協会に対して、当該代位弁済により生じた損失の一部を補償することができる。

2 前項の損失補償は、市町村が当該代位弁済に対して、保証協会に損失を補償する場合に、代位弁済額（元金に係るものに限る。以下同じ。）から保険法による保険てん補額及び市町村の損失補償額を控除した額（当該控除した額が代位弁済額から保険法による保険てん補額を控除した額の 2 分の 1 を超える場合には、代位弁済額から保険法による保険てん補額を控除した額の 2 分の 1 に相当する額）を限度として、予算の範囲内において行うものとする。

(保証業務)

第8条 保証協会のこの要綱に基づく融資の保証業務については、この要綱に定めるもののほか保証協会の定款及び業務方法書によるものとする。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱（以下「新要綱」という。）は、平成 7 年 4 月 1 日から実施する。

2 新要綱の規定は、新要綱の施行の日以後に行われる融資の申込みから適用し、同日前に行われた融資の申込み及びこれに係る融資については、なお、従前の例による。

3 この要綱に基づく資金の既往債務について、平成 15 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に融資申込みがあった場合に限り、この要綱に基づく融資により借換ができるものとする。なお、借換における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか群馬県小口資金借換事務取扱要領によるものとする。

4 前項の借換に併せて行う新規の貸付分については、この要綱の定めるところによる。

- 5 平成 22 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに、各市町村が定める申請先に対し融資期間延長の申請があり、その手続が完了することができる場合に限り、融資実行時に適用された要綱第 5 条で定める融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか群馬県小口資金の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 6 平成 23 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までに、各市町村が定める申請先に対し融資期間延長の申請があり、その手続が完了することができる場合に限り、融資実行時に適用された要綱第 5 条で定める融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか群馬県小口資金の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 7 平成 24 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに、各市町村が定める申請先に対し融資期間延長の申請があり、その手続が完了することができる場合に限り、融資実行時に適用された要綱第 5 条で定める融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか群馬県小口資金の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 8 平成 25 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに、各市町村が定める申請先に対し融資期間延長の申請があり、その手続が完了することができる場合に限り、融資実行時に適用された要綱第 5 条で定める融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか群馬県小口資金の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 9 平成 26 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに、各市町村が定める申請先に対し融資期間延長の申請があり、その手続が完了することができる場合に限り、融資実行時に適用された要綱第 5 条で定める融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか群馬県小口資金の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 10 平成 27 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに、各市町村が定める申請先に対し融資期間延長の申請があり、その手続が完了することができる場合に限り、融資実行時に適用された要綱第 5 条で定める融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか群馬県小口資金の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 11 平成 28 年 4 月 1 日から当面の間、第 3 条の規定は適用しないものとする。
- 12 平成 28 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに、各市町村が定める申請先に対し融資期間延長の申請があり、その手続が完了することができる場合に限り、融資実行時に適用された要綱第 5 条で定める融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか群馬県小口資金の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。

附 則（平成 7 年 4 月 14 日一部改正）

この要綱は、平成 7 年 4 月 20 日から実施する。

附 則（平成 7 年 9 月 8 日一部改正）

この要綱は、平成 7 年 9 月 11 日から実施する。

附 則（平成 8 年 3 月 22 日一部改正）

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 8 年 10 月 16 日一部改正）

1 この要綱は、平成 8 年 11 月 1 日から実施する。

2 この要綱による改正後の群馬県小口資金融資促進制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる融資の申込みから適用し、同日前に行われた融資の申込み及びこれに係る融資については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱による改正後の群馬県小口資金融資促進制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる融資の申込みから適用し、同日前に行われた融資の申込み及びこれに係る融資については、なお、従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 11 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 3 号の改正規定は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱による改正後の群馬県小口資金融資促進制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる融資の申込みから適用し、同日前に行われた融資の申込み及びこれに係る融資については、なお、従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱による改正後の群馬県小口資金融資促進制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる融資の申込みから適用し、同日前に行われた融資の申込み及びこれに係る融資については、なお、従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱による改正後の群馬県小口資金融資促進制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる融資の申込みから適用し、同日前に行われた融資の申込み及びこれに係る融資については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 9 月 26 日から施行し、この要綱による改正後の群馬県小口資金融資促進制度要綱の規定は、平成 25 年 9 月 20 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 号の改正規定は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

●改正の経過

平成 7 年 3 月 30 日全部改正	特別小口資金の実施に伴う。平成 7 年 4 月 1 日から実施。
平成 7 年 4 月 14 日一部改正	金利改正に伴う。平成 7 年 4 月 20 日から実施。
平成 7 年 9 月 8 日一部改正	金利改正に伴う。平成 7 年 9 月 11 日から実施。
平成 8 年 3 月 22 日一部改正	融資期間の延長、据置期間の導入に伴う。平成 8 年 4 月 1 日から実施。
平成 8 年 10 月 16 日一部改正	特別小口資金の融資対象者の拡大及び融資限度額の引上げに伴う。 平成 8 年 11 月 1 日から実施。
平成 9 年 3 月 21 日一部改正	金利改正に伴う。平成 9 年 4 月 1 日から実施。
平成 10 年 3 月 19 日一部改正	金利改正、融資限度額の引上げに伴う。平成 10 年 4 月 1 日から実施。
平成 10 年 12 月 17 日一部改正	中小企業者の定義拡大、特別小口資金の融資限度額の引上げ及び融資期間の延長に伴う。平成 11 年 1 月 1 日（融資期間の延長については平成 11 年 4 月 1 日）から施行。
平成 12 年 3 月 16 日一部改正	中小企業者の定義拡大に伴う。平成 12 年 4 月 1 日から施行。
平成 14 年 3 月 22 日一部改正	金利改正、融資限度額の引上げ、融資期間の延長に伴う。平成 14 年 4 月 1 日から実施。
平成 15 年 3 月 27 日一部改正	借換の暫定措置に伴う附則追加。平成 15 年 4 月 1 日から実施。
平成 16 年 3 月 31 日一部改正	借換の暫定措置の延長に伴う。平成 16 年 4 月 1 日から実施。
平成 17 年 3 月 31 日一部改正	借換の暫定措置の延長に伴う。平成 17 年 4 月 1 日から実施。
平成 18 年 3 月 31 日一部改正	借換の暫定措置の延長に伴う。平成 18 年 4 月 1 日から実施。
平成 18 年 8 月 1 日一部改正	保証人徵求基準の見直しに伴う。平成 18 年 8 月 1 日から実施。
平成 19 年 3 月 30 日一部改正	借換の暫定措置の延長に伴う。平成 19 年 4 月 1 日から実施。
平成 20 年 3 月 31 日一部改正	借換の暫定措置の延長に伴う。平成 20 年 4 月 1 日から実施。
平成 21 年 3 月 31 日一部改正	借換の暫定措置の延長に伴う。平成 21 年 4 月 1 日から実施。
平成 21 年 12 月 21 日一部改正	借換の暫定措置の延長に伴う。平成 21 年 12 月 24 日から実施。
平成 23 年 3 月 31 日一部改正	借換の暫定措置の延長、融資期間延長の特例措置に伴う。平成 23 年 4 月 1 日から実施。
平成 24 年 3 月 26 日一部改正	借換の暫定措置及び融資期間延長の特例措置の延長に伴う。平成 24 年 4 月 1 日から実施。
平成 25 年 3 月 26 日一部改正	借換の暫定措置及び融資期間延長の特例措置の延長に伴う。平成 25 年 4 月 1 日から実施。
平成 25 年 9 月 26 日一部改正	中小企業信用保険法の一部改正に伴う。平成 25 年 9 月 20 日から実施。
平成 26 年 3 月 28 日一部改正	借換の暫定措置及び融資期間延長の特例措置の延長に伴う。平成 26 年 4 月 1 日から実施。
平成 27 年 3 月 23 日一部改正	借換の暫定措置及び融資期間延長の特例措置の延長に伴う。平成 27 年 4 月 1 日から実施。
平成 27 年 9 月 24 日一部改正	中小企業信用保険法の一部改正に伴う。平成 27 年 10 月 1 日から実施。
平成 28 年 3 月 28 日一部改正	借換の暫定措置及び融資期間延長の特例措置の延長並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う。平成 28 年 4 月 1 日（第 2 条 1 号の改正は平成 28 年 6 月 23 日）から実施。
平成 29 年 3 月 28 日一部改正	借換の暫定措置及び融資期間延長の特例措置の延長並びに融資利率の変更に伴う。平成 29 年 4 月 1 日から実施。
平成 30 年 3 月 28 日一部改正	借換の暫定措置の延長に伴う。平成 30 年 4 月 1 日から実施。
平成 31 年 3 月 22 日一部改正	借換の暫定措置の延長に伴う。平成 31 年 4 月 1 日から実施。
令和 2 年 3 月 27 日一部改正	借換の暫定措置の延長に伴う。令和 2 年 4 月 1 日から実施。

令和 3 年 3 月 29 日一部改正 借換の暫定措置の延長に伴う。令和 3 年 4 月 1 日から実施。
令和 4 年 3 月 28 日一部改正 借換の暫定措置の延長に伴う。令和 4 年 4 月 1 日から実施。
令和 5 年 3 月 28 日一部改正 借換の暫定措置の延長に伴う。令和 5 年 4 月 1 日から実施。
令和 6 年 3 月 25 日一部改正 借換の暫定措置の延長に伴う。令和 6 年 4 月 1 日から実施。